

提出先：JIMGA規制改革WG事務局
羽坂 智 (shasaka@jimga.or.jp)

規制改革要望提案書 (JIMGA国際部会規制改革WG)

提案日： 2020年 1月31日

提案者： 岩谷産業(株) 環境保安部 東京保安担当 森 宏太郎

課題名： 圧力容器等に関する内容

概要： 高圧ガスの貯槽等が、労働安全衛生法上では「圧力容器」として規制されており、高圧ガス製造者は、高圧ガス保安法上必要な法定責任者に加え、第一種圧力容器作業主任者（労安法）の選任が必要となっている。高圧ガス保安法と労働安全衛生法での二重規制であり、作業主任者の選任を無くすか、選任要件を緩和して欲しい（作業主任者の選任要件を経験で可とする等）

目的： 人員確保・資格管理を容易にし、事業者の負担を緩和することが目的。
作業主任者の選任には資格が必要であり、高圧ガス保安法上の資格と兼用できる場合もあるが、資格が兼用できない場合、別途講習等を受講し資格を取得しなくてはならない。
例1) 保安監督者等は経験でも選任可能だが作業主任者は不可能。
例2) 可燃性ガス設備（LNG/水素等）は、第二種製造者等資格が不要な事業所でも直毎に作業主任者の選任必要だが不要となる。

達成のイメージ

■法改正、□例示基準、□通達、□KHK基準改定、□JIMGA基準改定、□その他の関連基準の改訂

コメント： 労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則等

関連省庁：

■経済産業省、■厚生労働省、□農林水産省、□総務省（消防）、□KHK、□全溶連、□LPガス協会、□その他

コメント：

課題の重要性評価

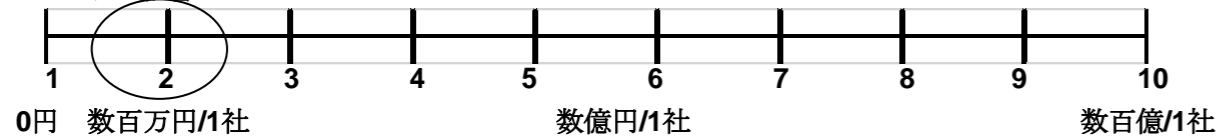
以下の項目を10段階で評価し、優先順位決定の指標とする。

1. 緊急性(達成の目標スケジュール)



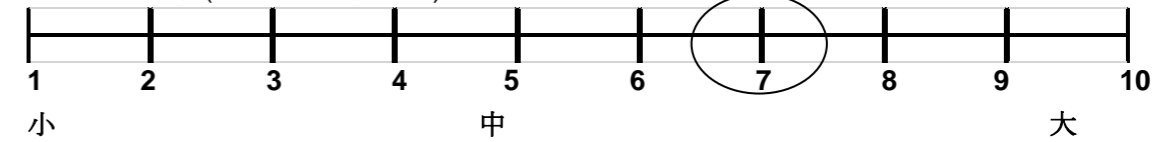
コメント：

2. コストの影響



コメント：

3. 産業界への影響(コストの影響以外)



コメント：

○総合得点：18

コメント：

活動の組織体制

JIMGA技術WG () WG)、JIMGAタスクホースチーム、他協会との合同タスクホース () 協会)、
その他

コメント： 同様の課題を抱える業界団体と併せて協議・提案する

その他

コメント： 過去に規制改革WGでも検討した経緯があり、当時は作業主任者の選任状況が把握できていなかった為、見送ったように聞いている。当時、提案に至らなかった部分の整理が必要。作業主任者に関わらず、圧力容器については、高圧ガス保安法と労働安全衛生法で二重規制の部分もある。内容を整理し同様に緩和の要望を出したい。
また、作業主任者の選任要件で、高圧ガス保安法の法定責任者も選任可能とすることはできないか？
(例：製造経験が選任要件となる保安監督者の場合、作業主任者の講習受講で選任可能等)

[JIMGA使用欄]

受付日：

担当：

コメント：